

令和4年度（2022年度）

東京都

就職氷河期世代雇用安定化

支援助成金

電子申請の手引き

- ◎申請にあたっては、最新版の電子申請の手引きをご覧ください。
- ◎申請等は、必ず令和4年度の書類・様式を使用してください。
- ◎申請書・添付書類等は、すべて原本をスキャン又は撮影したものとし、ファイル形式はJPG 又は PDFとしてください。
※コピーや FAX をスキャン又は撮影したものは不可となります。
- ◎提出書類の画像が不鮮明の場合は、再提出となります。

【注意事項】

- ◎鉛筆・消せるボールペン、修正液・修正テープは使用禁止です。
- ◎受付期間終了間際に提出された交付申請書又は実績報告書に不備があった場合は、短い期限で再提出等をすることになります。
余裕をもってご提出ください。



東京都産業労働局

目次

○ 電子申請における注意事項	3
○ 用語の定義	4
○ 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金申請等について	5
1 助成金の目的	5
2 対象	5
3 交付額	7
4 手続きの流れ	8
5 申請期間	9
6 申請方法等	10
7 交付決定通知	10
8 交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更	11
9 現地確認（進捗状況の確認）	11
10 実績報告	12
11 交付対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）	12
12 額の確定通知	15
13 助成金の支払	15
14 助成金交付決定の取消し、助成金の返還	15
15 注意事項等	16
○ 提出書類一覧	17
1 交付申請時に提出する書類	17
2 交付申請の撤回・事業実施計画の中止・申請事業主に係る変更が生じた場合に提出する書類	19
3 実績報告時に提出する書類	20
○ 書類記入例・記入上の注意点等	21
参考 日本標準産業分類（大分類）一覧	21

電子申請における注意事項

ご申請の前に必ずお読みください

- この手引きは、電子申請を行う事業者向けに作成しております。電子申請を検討する事業者の方は、必ず確認した上で申請を行ってください。
- 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金では、国（デジタル庁）が提供する電子申請システム「jGrants」（以下、「J グランツ」という。）のほか、郵送でも申請を受け付けます。
- J グランツにより申請を受け付けた場合は、原則として J グランツにより交付決定通知書等の通知を行います。
- J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ ID」のアカウント取得が必要です。国（デジタル庁）の審査により ID 発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。なお、アカウントを取得できない場合は、郵送により申請してください。
- 申請企業等の在籍者以外（社会保険労務士や行政書士等）が申請に係る手続きを代行する場合は、郵送により申請してください。

【J グランツ】公式ウェブサイト

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

◎操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」を確認してください。

【G ビズ ID】公式ウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/>

◎取得方法については、画面上部の「マニュアル」>「利用者向けマニュアル」>「法人／個人事業主向けマニュアル」>「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編」を確認してください。

◎電話でのお問合せ

デジタル庁 ヘルプデスク

0570-023-797

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

用語の定義

- (1) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主のことをいいます。
- (2) 中小企業事業主とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主のことをいいます。

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分とします。

	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数	
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

- (3) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」という。）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）のことをいいます。
- (4) 正規雇用労働者とは、以下の要件をすべて満たした労働者のことをいいます。
- なお、正規雇用労働者については、就業規則に規定されていること。
- ア　期間の定めのない労働契約を締結していること。
- イ　所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じであること。
- ウ　同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (5) 支援期間とは、交付対象事業主が対象労働者に対して支援を行う3か月間の期間のことをいいます。（各申請回ごとに支援期間が定められています。）
- (6) メンターとは、対象労働者に対し、第6条第1項第4号に定める支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいいます。

申請等について

1 助成金の目的

助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就職が困難な者を、正規雇用労働者として雇用し、計画的な育成計画の策定など、労働者が安定して働き続けられる労働環境整備を行った事業主に対し都が助成金を交付することにより、労働者の雇用安定を図ることを目的とする。

2 対象

【対象となる事業主】

助成金の交付対象とする事業主は、次の各号を全て満たしているものとする。

なお、要件を全て満たした場合でも、知事が適正と認めない場合は、交付対象とならないことがあります。

- (1) 中小企業事業主であること。
- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (3) 以下のいずれかに該当していること。
 - ①国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成31年4月1日以降に実施した安定雇用実現コース）（以下「就職氷河期コース」という。）の支給決定を受けていること。
 - ②以下のアまたはイの都の就職支援事業を利用し、同事業を都から受託（再受託含む）する事業者から職業紹介を受け、対象労働者を正規雇用労働者として採用すること。
 - ア （公財）東京しごと財団（受託事業者含む）が令和2年4月1日以降に実施する、就活エクスプレス事業、ミドルチャレンジ事業（Jobトライ）、東京しごと塾事業、雇用創出・安定化支援事業、雇用安定化就業支援事業、ものづくり産業人材確保支援事業及び原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業
 - イ ミドル世代正規雇用支援事業（就職氷河期世代キャリア・チャレンジ）
 - ※非正規社員を経て、正規雇用労働者として雇用された場合は、本助成金の対象となりません。
- (4) 対象労働者を、非正規社員を経ずに、正規雇用労働者として雇用し、採用後、正規雇用労働者として、6か月継続して雇用していること。
- (5) 交付申請日時点で、対象労働者が在職し、支援可能な状況にあること。
- (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと。ただし、次のア、イに該当する場合を除く。
 - ア 当該労働者の責めに帰す理由による解雇
 - イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (7) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (8) 法人都民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人都民税及び個人事業税）の未納がないこと。

なお、未納とは、納付する義務のある者が、定められた期間内に金銭等を納めないことをいいます。

(9) 交付申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(10) 労働関係法令について、次のアからケを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の最低賃金額（特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないこと。

エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。

オ 交付申請日の前日から起算して過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。

カ 令和2年4月1日から交付申請日の前日まで、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。（原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要））

キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

ク 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(12) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(13) 上記（1）～（12）のすべてを満たした場合でも、知事が適正と認めない場合は、交付対象とならないことがあります。

【対象となる労働者】

(1) 雇用された日から、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第3条第5号に定める3か月間の支援期間終了の日まで、同一の事業主との間で雇用区分の状態が継続し、都内の事業所に継続して勤務かつ在籍している労働者であること。

(2) 平成31年4月1日以降に正規雇用労働者として雇用されていること。

(3) 雇い入れ日時点の満年齢が30歳以上60歳未満であること（但し、雇用創出・安定化支援事業（雇用安定化就業支援事業含む）については満年齢が35歳以上54歳以下に限る）。

(4) 次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 国が実施する、就職氷河期コースの支給対象となった労働者であること。

イ 都が、令和2年度以降に実施する就職氷河期世代を対象とした次の（ア）から（オ）のいずれかの就職支援事業（※1）に参加し、同事業を都から受託（再受託含む）する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として就職した労働者であること。

（ア）就活エクスプレス事業

（イ）ミドルチャレンジ事業（Jobトライ）

（ウ）東京しごと塾事業

（エ）ミドル世代正規雇用支援事業（就職氷河期世代キャリア・チャレンジ）

（オ）雇用創出・安定化支援事業（雇用安定化就業支援事業含む）（雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上54歳以下に限る）

（カ）ものづくり産業人材確保支援事業（雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上54歳以下に限る）

（キ）原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業

（5）（4）イの就職支援事業に参加する前に雇用の内定を受けていないこと。

（6）雇用された日の前日から起算して3年前の日から雇用された日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所と雇用関係ないこと。

（7）雇い入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条）でないこと。

（8）派遣労働者の場合は派遣元の事務所が、出向者の場合は出向元の事務所が、テレワーク利用の場合は所属する事務所がそれぞれ都内であること。

※1 東京都の支援事業の詳細については、下記URLでご覧ください。

就活エクスプレス事業	https://shu-katu-express.com/
ミドルチャレンジ事業	https://www.tokyoshigoto.jp/middle/work/
東京しごと塾事業 (パソナ) (パーソルテンプスタッフ)	https://4510jk.jp/ https://sigotojuku-thc.tokyo/
雇用創出・安定化支援事業 原油価格高騰等に係る雇用創出・ 安定化支援事業	https://www.tokyoshigoto.jp/sougou/koyo_sousyuu/
ものづくり産業人材確保支援事業	https://monozukuri-shien.jp/

※ミドル世代正規雇用支援事業、雇用安定化就業支援事業は令和2年度で終了しました。

3 交付額

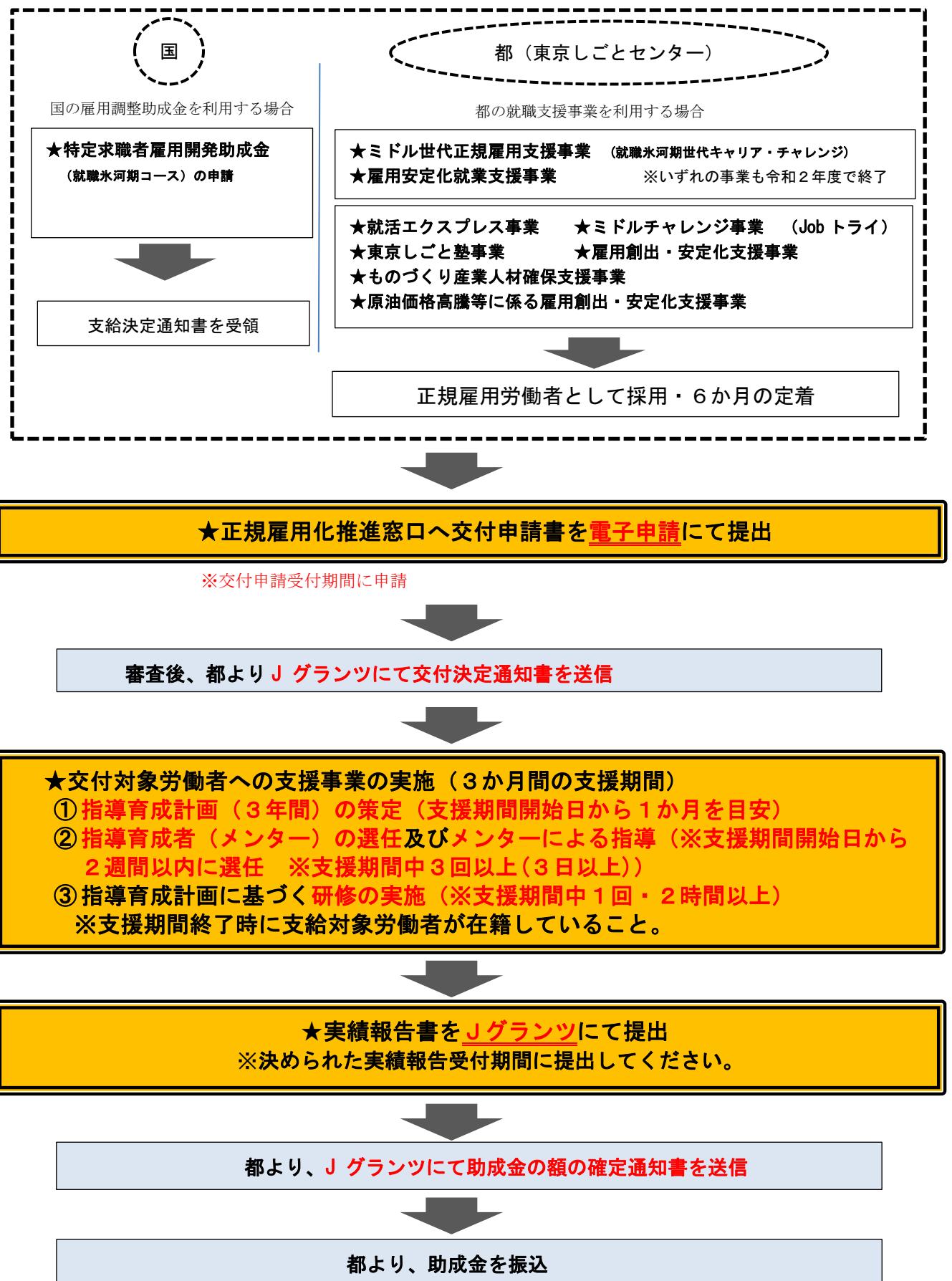
対象労働者数に応じ、下記に定める額を交付します。

対象労働者数	交付額
1人	30万円
2人	60万円
3人以上	90万円

※本助成金への申請は1年度につき雇用保険適用事業所ごとに3回かつ3人を限度とし、1年度の上限額は90万円です。

※同一の事業主が、同一の対象労働者について、交付決定を受けられるのは1回を限度とします。

4 手続きの流れ ★ (オレンジ色) の部分が事業主の方が本助成金のために行う手続きになります。



5 申請期間

本助成金は、以下のとおり交付申請受付期間・支援期間・実績報告受付期間が設定されています。

予算の範囲を超えた場合は、年度途中であっても申請受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

受付終了時には、ホームページ「TOKYOはたらくネット」にてご案内しますので、申請の際は必ずホームページをご確認ください。

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第6回	10月7日(金)～10月31日(月)	12月1日～2月28日	3月1日(水)～3月23日(木)

※支援が確実に実施できる申請回を選択して申請してください。

※各回に設定されている支援期間内に取組が実施できない場合や実績報告受付期間に実績報告の提出がない場合は、本助成金を受けられません。

6 申請方法等

交付申請書類一式をすべて揃えて、J グランツにある所定の申請フォームから提出してください。

なお、J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ ID」アカウント（gBizID プライム）の取得が必要です。

デジタル庁のG ビズ ID 運用センターによる審査があり ID 発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

【J グランツ】公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クリックマニュアル」を確認してください。

【G ビズ ID】公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp/>

※取得方法については、画面上部の「マニュアル」>「利用者向けマニュアル」>「法人／個人事業主向けマニュアル」>「G ビズ ID クリックマニュアル gBizID プライム編」を確認してください。

※G ビズ ID の発行が間に合わないことに伴う申請期日の猶予は想定しておりません。アカウントを取得できない場合は、郵送により申請してください。

※各回の交付申請受付期間中の締切日の17時15分までにJ グランツによって申請を実施したものを受け付します。 J グランツでメンテナンス等が発生する場合に備えて、余裕を持って申請してください。

※書類不備・不足があった場合は、受付できません。

※申請の受信有無に関するお問い合わせには一切応じられません。

◎提出書類：P.16 「15 注意事項等」

P.17~18 「1 交付申請時に提出する書類」をご確認ください。

◎「東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」に関するお問い合わせ先

東京都 正規雇用化推進窓口

電話 03-6205-6730

7 交付決定通知

各回の交付申請受付期間終了後、交付申請に基づき、審査を経て助成金交付の可否を決定します。審査結果は、J グランツにて通知します（交付決定通知書または不交付決定通知書の電子ファイルを添付）。

※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

8 交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更

申請撤回届、中止承認申請書、変更報告書の様式は、J グランツに掲載しています。

(1) 交付申請の撤回

交付申請の撤回を行う場合は、右表の撤回届提出期限（必着）までに「申請撤回届（様式第5号）」を提出してください。

※撤回を行った場合は、再度申請することができます。

(2) 事業実施計画の中止

撤回届提出期限の翌日以降に、事業実施計画を中止する場合は、速やかに「中止承認申請書（様式第9号）」を提出してください。

※中止承認申請書を提出した場合は、年度内の申請回数にカウントされ、交付金額も使用されたものとみなします。

(3) 申請事業主に係る変更

交付申請後に申請事業主の名称、所在地、代表者のいずれかを変更する場合は、速やかに「申請事業主に係る事項の変更報告書（様式第8号）」及び必要な添付書類を提出してください。

※登記の変更を完了した後、まずG ビズ ID の登録情報を変更してから、都に変更報告書を提出してください。

申請回	撤回届提出期限
第1回	6月15日(水)
第2回	7月15日(金)
第3回	8月15日(月)
第4回	9月15日(木)
第5回	10月14日(金)
第6回	11月15日(火)

9 現地確認（進捗状況の確認）

(1) 支援事業の進捗状況の確認について

指導育成計画書に基づく支援事業の進捗状況を確認するため、支援期間中に各事業所を訪問させていただく場合があります。

確認にあたっては、申請に携わるご担当者（事業主の方）、指導育成を行う職場の方、メンターの方などに、支援事業の進捗状況等についてヒアリングを行うとともに、今後の取組についてお話を伺います。

なお、在籍や勤務状況の確認のため、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、労働条件通知書、雇用保険関係書類、を確認する場合もあります。また、訪問ではなく、電話で確認させていただく場合もあります。

(2) 現地確認を訪問ではなく、電話で確認させていただく場合があります。その際、提出代行者による交付申請であっても、事業主の方へ直接電話をかける場合があります。

(3) 支援期間におけるご相談について

支援期間中の取組にあたって、ご不明な点がございましたら、就職氷河期世代雇用安定化支援助成金担当までご連絡ください。

(4) 支援期間終了後の確認について

対象者の定着状況など、助成金の実績確認として、実績報告書提出後、アンケートや現地確認させていただく場合があります。

10 実績報告

実績報告書（様式第6号及び同別紙1～3）を作成し、書類をすべて揃えて、各回の実績報告受付期間にJグランツにある所定の申請フォームから提出してください。

※各回の実績報告受付期間中の締切日の17時15分までにJグランツによって申請を実施したものを受け付します。 Jグランツでメンテナンス等が発生する場合に備えて、余裕を持って申請してください。

※書類不備・不足があった場合は、受付できません。

※実績報告の受信有無に関するお問い合わせには一切応じられません。

※各回の実績報告受付期間の最終日までに提出がなかった場合は、取組が実施されなかったものとみなします。この場合、助成金は交付されません。

※各書類の記載内容について、電話等で問い合わせることができます。

※取組期間における取組を実施したとしても、実績報告書の記載内容の不備や不足、確認書類がない等の場合は、実績の確定ができず、不交付となる場合があります。

◎提出書類：P.20「3 実績報告時に提出する書類」

◎「東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」に関するお問い合わせ先

東京都 正規雇用化推進窓口

電話 03-6205-6730

11 交付対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）

1 指導育成計画書の策定（P.35、P.36）

各職場において個々の対象労働者に即した人材育成を行うため、対象労働者との面談や業務上のやり取りを通じて、今後の業務に必要な資格、勤務にあたって配慮することなどを把握し、3年後の到達目標や、年度ごとの目標及び具体的な育成内容を策定してください。

①対象労働者1人につき、1枚作成してください。

②所属長が対象労働者と必ず面談を行い、対象労働者の了解を得たうえで支援期間開始日から1か月以内に作成してください。

③3年後の到達目標は、対象労働者の状況や今後期待することなども含め、キャリアプランを踏まえて記載してください。

④各年の目標は、数値目標を入れる等、具体的に記載してください。

⑤所属長（※1）及び対象労働者は、署名欄に自署してください（原本の提出が必要）。

※1 所属長とは、対象労働者が所属する部門の長（対象労働者の人事評価を決定する方）になります。

自署は、面談実施日（支援期間開始から1か月以内）に行ってください。

2 メンターの選任・指導報告書の策定（P.37）

支援期間中に「メンター（指導育成者）」（※2・3）を選任し、対象労働者に対しOJT

(※4)による指導を行い、指導終了後に対象労働者が自署してください（原本の提出が必要）。

（1）メンターの選任

①メンターは支援期間開始日より2週間以内を目処に選任してください。

②対象労働者1名に対し、1名のメンターを選任してください。1名のメンターが、複数の対象労働者を担当することは可能です。複数のメンターが、1名の対象労働者を担当することは不可とします。

③支援期間中に、対象労働者やメンターが、異動等により異なる事務所に勤務する等、常にOJTによる指導ができなくなった場合は、新たにメンターを選任してください。

※2 本助成金におけるメンターとは、職場において、対象労働者の指導・育成を担う上司や先輩社員等のことを指します。このため、メンターと対象労働者は、同一事務所に勤務し、同じ係やグループ、同じフロアに在籍するなど、常にOJTによる指導ができる方を選任してください。

※3 メンターは、従業員数が少ない事業所においては、代表取締役、取締役等も可とします。

※4 OJTはOn-the-Job Training（オンザジョブトレーニング）の略称で、実際の現場において、上司や先輩等が指導役となり、実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけさせていく指導、教育のことです。

（2）メンターによる指導

①メンターは、対象労働者に対して、OJTにより指導を実施してください。

②対象労働者への指導は、対象者の出勤日に合わせて実施してください。

③支援期間中（3か月間）に3回以上（3日以上）実施してください。

④指導内容は、指導の目標、指導内容、目標達成の結果など具体的に記載してください。

（3）対象労働者による署名

①対象労働者は、「メンター選任・指導報告書（様式第6号別紙2）」の内容を確認後、署名欄に自署してください（原本の提出が必要です）。

自署は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください。

3 研修実施報告書の作成（P.38）

（1）対象労働者に対して、支援期間中に外部研修又は社内研修を1回2時間以上（1回1時間を2回も可能）実施してください。

研修は、指導育成計画書における1年目の取組目標にあわせた資格取得、知識・技術等の習得に向けたものとし、実技・座学ともに可能です。

また、研修に要する経費は申請事業主が負担してください。なお、研修を時間外や休日に実施する場合は対象労働者に時間外勤務手当を支給するか、代休・振替休日等の措置をとってください。

①外部研修

・業務に必要な資格取得の講座、技術・技能習得のセミナーやWEBによる研修などが対象となります。

・長期間にわたる研修でも、支援期間内に受講日が入っていれば対象となります。

②社内研修

- ・資格取得、知識・技術等の習得を目的とした社内での講習会、勉強会又は集合研修に参加させることなどが対象となります。ただし、指導育成計画書の取組内容・育成内容に沿った研修に限ります。定例の会議など通常の業務に付随するものやOJTと同様のもの及び基本的なマナー研修などは対象となりません。
- ・Web等による研修は、一方的に視聴するだけでなく、その場で講師との質疑応答が可能な環境でないと対象となりません。

(2) 研修実施後に、『研修実施報告書』を作成してください。

『研修実施報告書』は、対象労働者1人につき1枚作成してください。同じ研修に複数名が受講した場合は1枚にまとめて作成しないでください。

内容が異なる研修を複数回実施した場合は研修ごとに『研修実施報告書』を作成してください。

① 「対象者の研修受講（実施）目的」

指導育成計画書の取組目標に合わせて記載してください。「○○資格の取得」「マネジメント能力の向上」など具体的に記載してください。

② 「研修計画」

【講師役職・氏名（※社内研修の場合）または実施機関名（※外部研修の場合）】

社内研修の場合 実施した者の役職・氏名を記載してください。

外部研修の場合 研修を実施した団体名を記載してください。

【研修の内容】

研修の目的、講義内容等を記載してください。

【実施日】

実施した日をすべて記載してください。

対象労働者の勤務中に実施してください。

【受講時間数（※2日以上受講する場合は時間の内訳を記載してください。】

総受講時間数を記載し、2日以上実施した場合は、（内訳： ）に実施日とその内訳を記載してください。

③ 「対象者の研修受講結果」

【研修受講の状況】

「□ 研修計画どおり実施した」又は「□ 計画に変更があった」のいずれかにチェック☑を入れてください。

【計画の変更内容】

変更があった場合は、その内容を記載してください。

④その他

○研修の内容がわかるものとして、研修通知書、パンフレット、テキスト（5枚程度）の抜粋（写し）のいずれかを添付してください。

○対象労働者は『研修実施報告書』の内容を確認後、署名欄に自署してください（原本の提出が必要です）。

自署は、研修実施日から実績報告書提出日までに行ってください。

○従業員の休業と支援について

支援期間中に従業員を一定期間休業させた場合についても、支援期間中の休業期間以外

で、①3年間の指導育成計画書の策定、②メンター（指導育成者）の選任及びメンターによる3回以上（3日以上）の指導、③指導育成計画書に基づく研修を実施すれば交付の対象となります。ただし、支援期間の全期間を休業の場合または休業中に支援を行った場合、その支援は対象外となりますのでご注意ください。

（注）派遣（または出向）労働者の取り扱いについて

対象労働者が派遣（または出向）労働者の場合、上記1から3の取組は派遣元（または出向元）での実施となります。

4 支援期間中の対象労働者の勤務実績の確認

支援期間3ヶ月分の「出勤簿またはタイムカード」の写しを提出してください。

東京都が実施するキャリアアップ講習等も対象となります！

★キャリアアップ講習とは、主に中小企業で働く方を対象とした、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習です。

詳細については下記 URL（TOKYO はたらくネット）をご覧ください。
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr_up/

トップページ > 在職者向け職業訓練 > キャリアアップ講習

ぜひ、外部研修としてご活用ください！
尚、ご利用をご検討の方は、
早めに計画・申込されることをお勧めします。

1 2 額の確定通知

実績報告書受理後、審査により実施が適当と認められた場合、額の確定通知書を送付します。

※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

1 3 助成金の支払

額の確定通知書を送付後、支払金口座振替依頼書に記載された口座に助成金を振り込みます。

審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都振込名義の記載をご確認ください。

東京都振込名義：「ト.ヨウ.カウカシヨウ.トキヨウカケイソリヨクスイトウ」（通帳は10～11文字の表記）

支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出をしていても、**申請の都度（毎回）** 提出が必要です。

1 4 助成金交付決定の取消し、助成金の返還

（1）以下のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ①国が実施する、就職氷河期コースの支給決定取消しや返還請求があったとき。
 - ②偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
 - ③その他助成金等の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又は当助成金交付要綱に基づく命令に違反したとき。
 - ④廃業、倒産等により取組事業の実施が客観的に不可能になったとき。
 - ⑤交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ⑥その他交付要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (2) (1) ①について報告がない場合でも、就職氷河期コースの支給決定取消しや返還請求があつたと認められたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (3) 助成金の交付決定を取り消した場合は、既に事業主に交付した助成金について期限を定めて返還等をしていただきます。

15 注意事項等

(1) 書類の提出に関する注意事項

- ①申請に関する各種様式には、**すべてGビズIDどおりに企業名、代表者名等を記載してください。**
- ②提出書類（電子ファイル含む）の返却や送付依頼には一切応じられませんので、**申請事業主が必ず申請書類の控え及びバックアップを取って保管してください。**
- ③電子申請では、Jグランツの利用規約及びプライバシーポリシーに同意することが必要です。なお、Jグランツのシステム仕様上、**社会保険労務士等の代理人による申請代行については不可**となります。代理人による申請代行を希望する場合は、郵送により申請してください。
- ④必要に応じ、本手引きに記載のない書類についても提出を求める場合があります。
- ⑤各様式は、拡大、縮小、加工をしないでください。
- ⑥審査にあたって、必要に応じ、東京都から国へ照会を行うことがあります。
- ⑦支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出していても、再度提出が必要です。

(2) 助成金交付後の注意事項（関係書類の保存等）

助成金に係る全ての関係書類及び帳簿類は、交付決定のあった日の属する年度（4月1日から翌年3月31日）終了後、5年間保存してください。

※令和4年度中に交付決定があった場合には、令和10年3月31日が保存期限となります。

(3) 個人情報の保護について

都は提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

書類の提出にあたっては、提出書類に本助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応を行った上で提出してください。

提出書類一覧

J グランツによる申請では、すべて原本をスキャン又は撮影し、JPG 又は PDF のファイル形式で提出することになります。(コピーや FAX をスキャン又は撮影したものは提出できません。)

提出書類の画像が不鮮明の場合は、再提出となります。

書類の提出に際しては、P. 16 「15 注意事項等」、P. 22～P. 24 「セルフチェックリスト」の注意事項も合わせてご確認ください。

1 交付申請時に提出する書類

東京労働局より就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成 31 年度以降の安定雇用実現コースの支給決定通知書を受理後、または、令和 2 年度以降に都が実施する就職支援事業を利用した対象労働者を、正規雇用労働者として採用し 6 か月経過後、**P. 9 に示す交付申請受付期間**に提出してください。

No.	提出書類	部数
【共通】		
●	提出書類 セルフチェックリスト ((① 交付申請時) 【P. 22】) ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1 部 (任意)
1	事業実施計画書兼交付申請書(※1 参照) ※雇用保険適用事業所ごとに作成してください。 ①東京都様式第 1 号 ※この様式は全部で 4 枚です。	1 部
【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】		1 部
2	①特定求職者雇用開発助成金支給申請書（就職氷河期世代安定雇用実現コースは様式第 4 号氷または様式第 5 号氷/安定雇用実現コースは様式第 4 号安または様式第 5 号安） ※ハローワークの受理印があるもの	1 部
	②「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書」（様式第 6 号氷または様式第 6 号安）	1 部
	③【就職氷河期世代安定雇用実現コースの場合のみ】 「特定求職者雇用開発助成金勤務実態等申立書」（様式第 6 号氷別紙）	1 部
	④上記①に係る特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成 31 年度の安定雇用実現コース）支給決定通知書	1 部
【都の就職支援事業を利用して申請する場合】		1 部
対象労働者が、都が実施する就職氷河期世代を対象とした就活エクスプレス事業、ミドルチャレンジ事業（Job トライ）、東京しごと塾事業、ミドル世代正規雇用支援事業、雇用創出・安定支援事業（雇用安定化就業支援事業を含む）、ものづくり産業人材確保支援事業、原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業を利用し職業紹介を受けたことを確認するため、東京都が各事業の委託事業者へ照会することについての同意書（東京都様式第 11 号の 2）		
3	誓約書（東京都様式第 2 号） ※すべてのチェック項目にチェック☑を入れてください。	1 部

4	納税証明書 <u>※申請日時点で、納期が確定した直近のもの</u> （※2、3、7、8参照） 【法人の場合】①法人都民税、②法人事業税（いずれも都税事務所発行） 【個人の場合】①個人都民税（区市町村発行）、②個人事業税（都税事務所発行） ※法人・個人いずれの場合も①②両方とも必要です。	1部
5	会社概要がわかるもの 【法人の場合】・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※4参照） ※発行日から3か月以内のもの ・資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類（会社案内HP等） 【個人の場合】・個人事業の開業・廃業等届出書（※5参照） ・従業員数がわかる書類（会社案内HP等）	1部
6	支払金口座振替依頼書（新規・変更用）（都指定様式）（※6参照）	1部
7	振込口座の通帳又はキャッシュカード等口座名義人（カタカナ）が記載されているもの （※上記7を提出する場合に添付）（※6参照）（通帳のP.2～3の見開きページ）	1部
8	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	1部
9	雇用保険適用事業所設置届　事業主控	1部
10	【都の就職支援事業を利用した場合のみ】 正規雇用したことがわかる書類（雇用契約書または労働条件通知書）	1部

- ※1 対象労働者の姓が変更になっている場合は、変更履歴が分かる証明書（運転免許証の写し、雇用保険被保険者氏名変更届など）を提出してください。
- ※2 非課税の場合は課税されないことが分かるものを提出してください。
個人事業税が非課税の場合は、確定申告書B（第一表）の写しを提出してください。
- ※3 申請日時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、決算期、開業日が分かるものとして、次の書類を提出してください。
①法人の場合：法人設立届の写し　②個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ※4 登記上の本店所在地と、特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地または東京都の支援事業で採用された適用事業所の所在地が異なる場合、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。
- ※5 個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合は、賃貸借契約書、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。
- ※6 申請の都度ご提出ください。
- ※7 新型コロナウイルスの影響で申告延長を行っている場合は、以下の書類をご提出ください。
(原則①、近日で納付したため納税証明が発行されない場合は②を提出)
①納期が直近の納税証明書（申請日時点で、納期が確定した直近のもの）
　※申告延長している場合も納付が必ず必要になります。
②本来の決算期からの納付遅延の理由が新型コロナウイルス感染症であることがわかる書類
　（延長申請書・申告書に「新型コロナウイルス感染症による」などの記載があるもの（写し））
- ※8 新型コロナウイルスの影響で納税猶予を受けている場合は、前年度分の納税証明書及び以下の書類いずれかをご提出ください。

- ①納税猶予決定通知書で、決定通知書にコロナによるとの記載あるのもの（「特」という記載があります）
- ②納税猶予決定通知書で、決定通知書にコロナによるとの記載ない場合、一時に納付することができない事情の詳細」欄に、コロナの影響が分かる記載があり、かつ、収受印押印済みの申請書（写し）を猶予決定通知書（写し）と合わせて提出してください。
- ※同一事業主において、同一の対象労働者には交付決定は1回のみ可能です。**

2 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る事項に変更が生じた場合に提出する書類

（1）撤回する場合

交付申請後、P.11に記載の撤回届提出期限までに申請を撤回する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	申請撤回届（東京都様式第5号）	1部

（2）中止（一部又は全部）する場合

撤回届提出期限の翌日以降に対象労働者の一部または全員が退職する等で事業実施計画を実施できない又は支援期間中に取組が終了せず計画を中止する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	中止承認申請書（東京都様式第9号）※一部または全部に○をつけてください。	1部

（3）申請事業主に係る事項に変更が生じた場合

交付申請後に事業主の名称、所在地、代表者氏名、代表者印のいずれかに変更があった場合は、以下の書類を速やかに提出してください。

No.	提出書類	部数
【法人・個人共通】		
1	申請事業主に係る事項の変更報告書（東京都様式第8号）	1部
2	支払金口座振替依頼書（新規 変更用 ）（都指定様式）	1部
3	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人（カタカナ又はアルファベット）が記載されているもの	1部
【法人の場合】		
1	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3か月以内のもの	1部
【個人の場合】		
1	代表者の氏名、居住地の変更の場合 ※氏名、居住地を変更した場合は変更履歴が分かる証明書（住民票等）も添付ください。	1部
2	個人事業の開業・廃業等届出書 ※事業主の名称（屋号）、所在地の変更の場合	1部
【個人から法人になった場合（法人成）】		
1	個人事業の開業・廃業等届出書	1部

2	法人設立届	1部
3	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3か月以内のもの	1部

(4) 上記(1)～(3)に共通

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト（② 撤回・中止・変更の場合）【P.23】 <u>※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。</u>	1部 (任意)

3 実績報告時に提出する書類

支援期間終了後、各回の実績報告受付期間に以下の書類を提出してください。

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト（③ 実績報告時）【P.24】 <u>※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。</u>	1部 (任意)
1	実績報告書（東京都様式第6号）	1部
2	指導育成計画書（東京都様式第6号別紙1）【対象者全員分】（※1参照）	各1部
3	メンター選任・指導報告書（東京都様式第6号別紙2）【対象者全員分】（※2参照）	各1部
4	研修実施報告書（東京都様式第6号別紙3）【対象者全員分】（※2参照）	各1部
5	研修内容がわかる研修通知書、パンフレット、テキストいずれか一つの抜粋	1部
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカード【対象者全員分】	1部

※1 指導育成計画書は対象労働者1名につき1部ずつ作成してください。所属長が必ず対象労働者本人と面談してから作成し、面談日（支援期間中の日付）を記載の上所属長署名欄、本人署名欄に自署してください。

※2 メンター選任・指導報告書、研修実施報告書は対象労働者1名につき1部ずつ作成してください。対象労働者は内容を確認後、署名欄に自署してください。

（署名は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください。）

書類記入例・記入上の注意点等

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(①交付申請時)	22
(②撤回・中止・変更した場合)	23
(③実績報告時)	24
(様式第1号) 事業実施計画書兼交付申請書	26~29
(様式第2号) 誓約書	30
(都指定様式) 支払金口座振替依頼書（新規・変更用）	
【法人用】	31
【個人用】	32
(様式第6号) 実績報告書	34
(様式第6号別紙1) 指導育成計画書	35~36
(様式第6号別紙2) メンター選任・指導報告書	37
(様式第6号別紙3) 研修実施報告書	38
(様式第5号) 申請撤回届	39
(様式第8号) 申請事業主に係る事項の変更報告書	40
(様式第9号) 中止承認申請書	41
(様式第11号の2) 同意書	42
(参考様式) 申立書	43

各様式は、以下のいずれかのホームページでダウンロードが可能です。

TOKYOはたらくなび <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyou/hyogaki/Jグランツ>

参考：日本標準産業分類（大分類）一覧

日本標準産業分類（大分類）一覧			
A 農業、林業	K 不動産業、物品賃貸業		
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業		
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業		
E 製造業	O 教育、学習支援業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉		
G 情報通信業	Q 複合サービス事業		
H 運輸業、郵便業	R サービス業（他に分類されないもの）		
I 卸売業、小売業			
J 金融業、保険業			

自社の業種が不明な方は、総務省ホームページから確認できます。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(① 交付申請時)

事前に提出書類を確認し、「提出」にチェック☑してください。

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号) (例:新宿 次郎(新宿美容院))」
------	--

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	事業実施計画書兼交付申請書 ①東京都様式第1号	事業主の所在地はGビズIDと同じ表記で記入 採用された日から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴がわかる証明書を添付 ※雇用保険被保険者氏名変更届、運転免許証など 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成31年度実施の安定雇用実現コース)の支給申請額と支給決定額が異なる場合は申立書(参考様式1)を添付 雇用保険適用事業所番号が移転等で特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書に記載された番号から変更されている場合は、変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届を添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】 ①「特定求職者雇用開発助成金支給申請書」(第1期または第2期) (就職氷河期世代安定雇用実現コースは様式第4号冰または様式第5号冰/安定雇用実現コースは様式第4号安または様式第5号安) ②特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書(様式第6号冰または様式第6号安) ③特定求職者雇用開発助成金勤務実態等申立書(様式第6号冰別紙) ④上記2に係る特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成31年度の安定雇用実現コース)支給決定通知書	①は「支給申請書」にハローワークの受理印があるもの ③は就職氷河期世代安定雇用実現コースを利用して申請する場合のみ	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
3	【都の就職支援事業を利用して申請する場合】 同意書(東京都様式第11号の2)		<input checked="" type="checkbox"/>
4	誓約書(東京都様式第2号) 納税証明書 【法人の場合】 ①法人都民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行) 【個人の場合】 ①個人都民税(区市町村発行) ※ 代表者が都内在住の場合は、居住地の納税証明書 代表者が都外在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②法人事業税(都税事務所発行)	事業主の所在地はGビズIDと同じ表記(個人事業主は居住地)で記入してください。すべてのチェック項目☑を満たしていないければ申請不可 申請日時点で、納期が確定した直近のもの(新型コロナウイルスによる猶予等は手引きp18を確認ください) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回原本を提出 非課税の場合は、課税されないことが分かるもの(※)を提出 ※個人事業税が非課税の場合は「確定申告書B(第一表)」を提出 申請日時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの(※)を提出 ※ 法人の場合は「法人設立届」、個人の場合は「開業届」	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	会社概要がわかるもの 【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行日から3ヶ月以内のもの(申請日時点で登記されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回提出 登記上の本店所在地と、特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、登記上の本店との同一性及び事業地の経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等両者の所在地を確認できる書類を添付	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書	資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類	<input type="checkbox"/>
6	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	申請の都度提出が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	申請の都度提出が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)		<input checked="" type="checkbox"/>
9	雇用保険適用事業所設置届 事業主控		<input checked="" type="checkbox"/>
10	【都の就職支援事業を利用した場合のみ】 正規雇用したことわかる書類(雇用契約書又は労働条件通知書)	国の特定求職者雇用開発助成金を利用して交付申請する場合は不要です。	<input type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

**東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(② 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合)**

事 業 主 名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号)(例:新宿 次郎(新宿美容院))」
都 へ の 交 付 申 請 日	□□◆◆年◆◆月◆◆日

事前に提出書類を確認し、「提出」に
チェック☑してください。

(1)撤回の場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	申請撤回届(東京都様式第5号)	撤回届提出期限(申請の手引きp.11参照)までに対象労働者全員の申請を取り下げる場合に提出。 事業主の所在地はGビズIDと同じ表記で記入してください。	<input type="checkbox"/>

(2)中止する場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	中止承認申請書(東京都様式第9号)	交付決定後に事業を中止する場合に提出(一部又は全部中止) 事業主の所在地はGビズIDと同じ表記で記入してください。	<input type="checkbox"/>

(3)変更が生じた場合

No.	名称	注意事項	提出
【法人・個人共通】			
1	申請事業主に係る事項の変更報告書(東京都様式第8号)	変更後のGビズIDの表記で記入	<input checked="" type="checkbox"/>
2	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	「変更用」に○で囲む ※口座に変更がない場合も、提出が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
3	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているもの	振込口座に変更がある場合のみ添付	<input checked="" type="checkbox"/>
【法人】			
1	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行日から3か月以内のもの 法人で、名称・所在地・代表者氏名が変更になった場合 履歴事項全部証明書で変更履歴が確認できない場合は、前所在地を管轄する法務局が発行する閉鎖事項全部証明書を提出	<input checked="" type="checkbox"/>
【個人】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書(変更)	個人で事業の名称(屋号)、所在地が変更になった場合	<input type="checkbox"/>
【個人から法人になった場合(法人成り)】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書(廃業)		<input type="checkbox"/>
2	法人設立届	事業年度が記載されていること	<input type="checkbox"/>
4	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行日から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

**東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
(③ 実績報告時)**

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号)(例:新宿 次郎(新宿美容院))」		
------	---	--	--

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	実績報告書(東京都様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の所在地はGビズIDと同じ表記で記入してください。 交付申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴がわかる証明書を添付 ※雇用保険被保険者氏名変更届、運転免許証など 	<input checked="" type="checkbox"/>
2	指導育成計画書(東京都様式第6号別紙1) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> 対象労働者1人につき、1枚作成すること 支援期間開始日から1か月以内に作成すること 所属長が対象労働者本人と面談を行った上で作成し、必ず所属長、対象労働者両者が自署すること 署名日は面談実施日(支援期間開始日から1か月以内の日付)を記入すること。 	<input checked="" type="checkbox"/>
3	メンター選任・指導報告書(東京都様式第6号別紙2) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> 対象労働者1人につき、1枚作成すること 指導報告については、それぞれ指導した日ごとに詳細を記載(支援期間中3回以上かつ3日以上実施) 対象労働者本人が署名欄に自署すること 署名は、最終指導日から実績報告書提出日までに行ってください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
4	研修実施報告書(東京都様式第6号別紙3) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> 対象労働者1人につき1枚作成すること(同じ研修を受講していたとしても、1枚にまとめないよう注意) 対象労働者本人が署名欄に自署すること 署名は、研修実施日から実績報告書提出日までに行ってください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
5	研修内容が分かる研修通知書又はパンフレット又はテキストの抜粋		<input checked="" type="checkbox"/>
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカード 【対象者全員分】		<input checked="" type="checkbox"/>

はじめに

このエクセルファイルで就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の「事業実施計画件交付申請書」を作成します。
(事業実施計画兼交付申請書は①「様式第1号（1枚目）」、②「様式第1号（2枚目）」、③「様式第1号（3枚目）」、
④「様式第1号（4枚目）」からなる4枚組の様式です)
※④は3人目の対象労働者情報を記入する様式ですが、対象労働者が2人以下であっても④は白紙で提出してください。
※この書類だけでは申請できません。他の必要書類については、詳細は手引き内「提出書類一覧」をご参照ください。

作成にあたっては下記の手順を参考にしてください。

① 黄色のセルに必要事項を入力する

各シート（①～④）ごとの黄色のセルに必要事項を入力してください。

入力内容については申請の手引きをよく確認し、プルダウンで選択ができる箇所は選択項目から入力してください。

② （チェックボックス）に✓（チェック）をいれる

申請内容に合わせて必要事項に✓を入れてください。

対象労働者数については、チェックを入れると自動で申請額が計算されます。

※チェックをいれても計算がされない場合は、エクセルの設定でブックの計算が自動になっているか確認してください。

（ファイル→オプション→数式 から 「計算方法の設定」が「自動」になっていることを確認してください。）



③ 完成後のお手続き

書類完成後は申請の手引きに記載のある、他の提出書類とあわせて担当までご提出ください。



様式第1号（第8条関係）

東京都知事殿

令和●年●月●日

事業主の所在地	都道府県	東京都		区市町村	新宿区西新宿
	番地・号建物名	二丁目8番1号 ○○ビル口階			
事業主の名称	株式会社都庁サービス				
代表者役職	代表取締役	代表者氏名	東京 一郎		

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金 事業実施計画書兼交付申請書

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金（以下「助成金」という。）について、助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

1 事業実施予定期間（支援期間）

令和●年△月××から 令和●年□月○○日 まで

記
対象労働者を支援する期間を入力してください。
【支援開始日をプルダウンで選択してください。】

2 事業実施計画
対象労働者数
 1人

 2人

 3人以上

【□をクリックするとチェックが入ります】
対象労働者数にチェック□を入れてください。

3 助成金交付申請額

金 300,000 円

金額が間違いないか、必ず
ご確認ください。



4 助成金交付申請額内訳

対象労働者数	金額	交付申請額
1人	300,000 円	
2人	600,000 円	
3人以上	900,000 円	300,000 円

5 事業主の概要

<p>J グランツにより申請する場合は、以下のように読み替えてください。</p> <p>読替前：事業主（本社）の所在地（印鑑証明記載の住所） 読替後：事業主（本社）の所在地（G ビズ ID 登録の所在地）</p>		<p>支給決定を受 支給決定を受 した事業主 た雇用保険適</p>	
<p>① 雇用保険適用事業所の所在地</p>	<input type="checkbox"/> 事業主（本社）の所在地（印鑑証明記載の住所） <input checked="" type="checkbox"/> 事業主（本社）とは異なる事業所の所在地（下記に住所を記載）		
	郵便番号	〒 160 - 0021	
<p>住所</p>	都道府県	東京都	区市町村 新宿区歌舞伎町
	番地・号建物名	二丁目42番10号 5階	
<p>① 対象労働者が現在在籍している雇用保険適用事業所</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①と②が同じ住所（移転なし） <input type="checkbox"/> ①と②の住所が異なる（移転があった場合、下記に住所を記載）</p>			
<p>② 書類送付先 ※代理人不可</p>	郵便番号		
	都道府県		区市町村
<p>住所</p>	番地・号建物名		
	<input type="checkbox"/> 事業主の所在地 <input checked="" type="checkbox"/> ①で記載した所在地(②がある場合は①) <input type="checkbox"/> その他（下記に送付先を記載）※代理人への書類の送付はできません。		
<p>今年度初めて申請する場合は、 0人にチェック□を入れてください。</p>			
③	①での申請人数 (今年度、既に申請した回数) <input checked="" type="checkbox"/> 0人 <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 2人以上	④	常用労働者数 50 人
⑤	業種※1 M 宿泊業、飲食サービス業	⑥	事業内容 飲食サービス業
<p>⑦ 申請担当者連絡先</p>	所属	歌舞伎町分室	
	電話番号（所属）※必須	03-6205-6703	
電話番号（携帯）※任意			

※1 日本標準産業分類（大分類）に基づき、アルファベットと業種名を記入してください。



6 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号	1	3	0	0	-	0	0	0	0	0	-	X
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

雇用保険適用事業所ごとに申請書を作成してください。

7 対象労働者ごとの情報

(1)

氏名	東京 三郎				正規雇用時の満年齢	45 歳		
最終学歴	大学	(その他の場合のみ記入)		最終学歴卒業の年	平成	9 年		
正規雇用採用日	令和 2 年 4 月 1 日	<input type="checkbox"/> 申請日時点で正規雇用した日から6か月経過している。						
提出書類選択	A)支給決定 <input type="checkbox"/> 通知書での申請	支給決定通知書	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)			<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金 (安定雇用実現コース) ※平成31年度以降に限る		
		助成金支給番号	-	-	-	-		
A)・B) どちらかに チェック	B)都支援事 業利用による 申請(右記の 中から利用 事業をチェック)	支給決定内容	<input type="checkbox"/> ①東京労働局長への支給申請額により支給決定を受けた <input type="checkbox"/> ②東京労働局長への支給申請額に対し増額又は減額の支給決定をうけた ※②に該当する場合は、申立書(参考様式1)の提出が必要です。					
		※申請時に 『職業紹介 事業者への 照会に関する 同意書』 を提出	<input type="checkbox"/> 就活エクスプレス事業	<input type="checkbox"/> ミドルチャレンジ事業 (Jobトライ)				
			<input checked="" type="checkbox"/> 東京しごと塾事業	<input type="checkbox"/> ミドル世代正規雇用支援事業 (就職氷河期世代キャリア・チャレンジ)				
			<input type="checkbox"/> 雇用創出・安定化支援事業 (雇用安定化就業支援事業含む)	<input type="checkbox"/> ものづくり産業人材確保支援事業				
			<input type="checkbox"/> 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業					
採用日時点								
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都	新宿区	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無			
申請日時点								
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都	新宿区	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無			

(2)

氏名					正規雇用時の満年齢	歳			
最終学歴	(その他の場合のみ記入)		最終学歴卒業の年	年					
正規雇用採用日	年	日	<input type="checkbox"/> 申請日時点で正規雇用した日から6か月経過している。						
提出書類選択	A)支給決定 <input type="checkbox"/> 通知書での申請	支給決定通知書	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期 対象労働者が2名以上いる場合、続けて記入してください) ※(就職氷河期世代キャリア・チャレンジ)※平成31年度以降に限る						
		助成金支給番号	-	-	-	-	-		
A)・B) どちらかに チェック	B)都支援事 業利用による 申請(右記の 中から利用 事業をチェック)	支給決定内容	<input type="checkbox"/> ①東京労働局長への支給申請額により支給決定を受けた <input type="checkbox"/> ②東京労働局長への支給申請額に対し増額又は減額の支給決定をうけた ※②に該当する場合は、申立書(参考様式1)の提出が必要です。						
		※申請時に 『職業紹介 事業者への 照会に関する 同意書』 を提出	<input type="checkbox"/> 就活エクスプレス事業	<input type="checkbox"/> ミドルチャレンジ事業 (Jobトライ)					
			<input type="checkbox"/> 東京しごと塾事業	<input type="checkbox"/> ミドル世代正規雇用支援事業 (就職氷河期世代キャリア・チャレンジ)					
			<input type="checkbox"/> 雇用創出・安定化支援事業 (雇用安定化就業支援事業含む)	<input type="checkbox"/> ものづくり産業人材確保支援事業					
			<input type="checkbox"/> 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業						
採用日時点									
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
申請日時点									
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					



(3)

氏名				正規雇用時の満年齢	歳
最終学歴	(その他の場合のみ記入)		最終学歴卒業の年		年
正規雇用した日	日			<input type="checkbox"/> 申請日時点で正規雇用した日から6か月経過している。	
提出書類選択 A)・B) どちらかに チェック	A)支給決定 <input type="checkbox"/> 通知書での申請	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金 (安定雇用実現コース) ※平成31年度以降に限る			
	B)都支援事業利用による申請(右記の中から利用事業をチェック) <input type="checkbox"/> ※申請時に『職業紹介事業者への照会に関する同意書』を提出	既おりに支給決定を受けた 直前に増額又は減額の支給決定をうけた			
参考様式1) の提出が必要です。					
採用日時点					
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
申請日時点					
所属事務所所在地 (区市町村まで)	東京都		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

(注意事項)

- ※ 対象労働者が4名以上いる場合、都への申請に当たっては、3人以内の範囲で労働者を選び、上表に記入してください。
- ※ **対象労働者が雇用保険被保険者として登録している雇用保険適用事業所での申請となります。**
- ※ 今回の申請において添付する支給決定通知書が複数ある場合は、助成金支給番号をすべて記入してください。
- ※ 国の特定求職者雇用開発助成金において、大企業として支給決定を受けている事業主は、本助成金を申請できません。
- ※ 採用日から申請日まで6か月以上経過していないと申請できません。
- ※ 平成31年3月31日以前に採用した労働者は対象となります。
- ※ 対象労働者は採用時に満年齢30歳以上60歳未満の労働者です。
- （ただし、雇用創出・安定化支援事業（雇用安定化就業支援事業含む）については満年齢が35歳以上から54歳以下に限る）
- ※ 採用した日から対象労働者の姓が変更になっている場合は、旧姓を記入し、変更履歴が分かる証明書を添付してください。
- ※ 所在地変更等により、雇用保険適用事業所番号が変更されている場合は変更後の事業所番号を記入してください。

すべての項目にチェック□が必要です。

(令和4年度申請用)



様式第2号（第8条関係）

東京都知事 殿

- ・固定残業代制を採用していない場合もチェック□してください。
- ・みなし労働時間制を採用していない場合もチェック□してください。

誓約書

私は、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱に基づく助成金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

- 対象労働者については、非正規雇用を経ずに、正規雇用として採用していることを誓約します。
- 就業規則に、正規雇用労働者について規定していることを誓約します。
- 労働条件については、長期雇用を前提とする待遇を適用していることを誓約します。
- 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇い入れに係る事業所で雇用する労働者を、当該労働者の責めに帰す理由による場合や天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合を除き解雇等事業主の都合で離職させていないことを誓約します。
- 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。
- 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。
- みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- 令和2年4月1日から交付申請日の前日までの間ににおいて労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していることを誓約します。
＊原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時の特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
＊接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、東京都が警視庁に照会することに同意します。

＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不當に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- 本助成金の申請に当たって提出する書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。
- 本助成金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。
- 東京都から現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等に応じることに同意します。
- 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コーナー）の申請に当たって提出する書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。
- 国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の申請に係る情報等に虚偽がないことを誓約します。

代表者氏名は、署名（代表者自筆）とし、印鑑は不要です。

令和●年●●月●●日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。

助成金交付後に発覚した場合は助成金を全額返還します。

申請書と同じ日付を記入してください。

申請書と同じ表記で記入してください。
※個人の場合、「名称」は屋号、所在地は住居地を記入してください。

事業主の所在地

事業主の名称

代表者役職・氏名

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号○○ビル○階

株式会社都庁サービス

代表取締役 東京一郎

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

法人用

支払金口座振替依頼書

いずれかに○をつけてください。

(新規・変更用)

令和●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 ○○ビル□階
(連絡先電話番号 03(5321)1111)
氏 名 株式会社都庁サービス
代表取締役 東京一郎 印
(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

GビズIDに記載のある所在地（丁目、番、号）を正確に記入してください。

【氏名】法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名をGビズIDと同じ表記で記入してください。
【印】印とありますが、押印は不要です。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
みずほ 信用組合・農協	みずほ 支店	0001067101111111		
カトチヨウサヒス	口座名義人(カタカナ)	30文字まで		

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- ~~変更の場合は変更箇所のみご記入ください。~~

【口座名義人記入上の注意事項】

- ①小文字は大文字にしてご記入ください(例:「アーア」など)
- ②濁点(゛)、半濁点(゜)、ピリオドも1文字としてご記入ください。
- ③法人名は略語をご記入ください。
(例) 株式会社●●→カ)、●●株式会社→(カ)
有限会社●●→ユ)、●●有限会社→(ユ など
- ④代表取締役の表記は不要です。
- ⑤口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおりご記入ください。

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

いずれかに○をつけてください。

令和●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。については、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人	住 所	東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号5階										GビズIDに記載のある住所 (丁目、番、号)を正確に記入してください。		
	(連絡先電話番号)	03(6205)6730										【氏名】GビズIDに記載のある個人の氏名をご記入ください。 ※屋号は不要です。		
	氏 名	新宿 次郎		印	【印】印とありますが、押印は不要です。									

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
みずほ 信用組合・農協	みずほ 支店	0001067101111111		
口座名義人(カタカナ) 30文字まで		登録されているとおり、カタカナ又はアルファベットで記入してください。		
シンシユク	シロウ			

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

【口座名義人記入上の注意事項】

- ①小文字は大文字にしてご記入ください(例:「アーア」など)
- ②濁点(̄)、半濁点(̄)、ピリオドも1文字としてご記入ください。

ご注意 ③口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおりご記入ください。

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

はじめに

このエクセルファイルで就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の「**実績報告書**」を作成します。

(実績報告書は「**様式第6号**」様式の1枚組の書類になります)

※この書類だけでは申請できません。他の必要書類については、詳細は手引き内「**提出書類一覧**」をご参照ください。

作成に当たっては下記の手順を参考にしてください。

① 黄色のセルに必要事項を入力する

黄色のセルに必要事項を入力してください。

入力内容については申請の手引きをよく確認し、プルダウンで選択ができる箇所は選択項目から入力してください。

② (チェックボックス) に✓ (チェック) をいれる

申請内容に合わせて必要事項に✓を入れてください。

プルダウンで交付申請額を入力すると自動で金〇〇円の欄が入力されます。

※チェックをいれても計算がされない場合は、エクセルの設定でブックの計算が自動になっているか確認してください。

(ファイル→オプション→数式 から 「計算方法の設定」が「自動」になっていることを確認してください。)



③ 完成後のお手続き

書類完成後は申請の手引きに記載のある、他の提出書類とあわせて担当までご提出ください。



様式第6号（第12条関係）

実績報告書は、支援期間が終了した翌月の実績報告
受付期間内に提出してください（p.8参照）

令和●年●月●日

【法人・個人共通】

GビズIDと同じ表記で記入してください。

※個人事業主の場合、「名称」は屋号、所在地は居住地を記入してください。

東京都知事殿

事業主の所在地	都道府県 東京都	市区町村 新宿区西新宿
	番地・号 建物名 二丁目8番1号	
事業主の名称	株式会社都庁サービス	
代表者役職	代表取締役	代表者氏名 東京一郎

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金 実績報告書

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金（以下「助成金」という。）について、助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

金額が間違いないか、必ず
ご確認ください。

記

交付決定額より実績報告額が減額になった場合は、
中止承認申請書（様式第9号）の提出が必要です。

1 実績報告額

金 300,000 円

(実績報告額の内訳)

対象労働者数	金額	交付申請額
1人	300,000 円	
2人	600,000 円	
3人以上	900,000 円	300,000

対象労働者を支援する期間を記入してください。
※p9「申請期間」の表に記載の「支援期間」を参考して記入してください。

【支援開始日をプルダウンで選択してください。】

3 支援期間中の対象労働者の勤務状況

令和●年△月××日 から 令和●年□月○○日 まで

	氏名	所属事業所所在地（支援期間末日時点） (区市町村まで)
1	東京三郎	東京都 新宿区
2		東京都
3		東京都

4 連絡先

所属	総務部総務課
連絡担当者氏名	新宿次郎
電話番号	03-xxxx-xxxx

交付申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合は新しい
姓を記入し、**変更履歴が分かる証明書**を添付してください。



様式第6号（第12条関係）別紙1

指導育成計画書

事業主の名称	株式会社都庁サービス
対象者の所属する事務所の所在地 (市町村まで)	東京都新宿区 (※面談日時点に所属する事務所)
対象者氏名	東京 三郎 交付申請書と同じ対象労働者を記入してください。
勤務状況	・週5日週休完全2日制で勤務 ・販売店の目標訪問件数も上がり、顧客との情報交換も良く顧客情報の把握ができるようになっている。
採用日	採用日： 令和 2 年 4 月 1 日
面談実施時に所属している事務所を記入してください。	
現在の業務内容	●●商品の営業サポート業務
業務にあたって必要な資格、求められる能力等	・△△商品の基本的な製品知識 ・商品説明、販売ができる接客力
3年後の到達目標・内容 ※本人と面談の上、記載ください。 ※次ページの「3年の取組目標」欄と同じ内容としてください。	①担当エリアの損益管理ができるようになる。 ②後輩のメンターになれるようになる。 ③部署の課題がとりまとめ、改善提案ができるようになる。
特記事項 (配慮すべき事項など)	

対象労働者に身に着けてほしい
知識、技術、能力や達成してほしい
目標等を具体的に記入します。

対象労働者が左記の取組目標を達成する
ための具体的な育成方法について記入しま
す。また、予定している研修内容について
も記入します。

<支援
1年目 (支援期間開始日から1年目)
治日からの育成にかかる3年間の年次計画>

取組目標	具体的な育成方法
①商品知識の習得 ②顧客状況の把握 (販売担当エリア:○○地域) ③販売店の目標訪問件数の達成	①製品カタログ、マニュアルを使用した社内での研修会 (1回/3ヶ月) ②販売店カード(納入実績等) メンター同行による顧客訪問 ③販売店カード(納入実績等) を使用した訪問件数の日次チェック

2年目 (支援期間開始日から2年目)

取組目標	具体的な育成方法
①営業力の強化を図る ②後輩の指導、教育ができるよ うにする ③クレーム対応力をアップする	①ターゲット顧客向け提案型営業の実施 (プレゼン資料、POP広 告) ②受注の成功事例、顧客獲得などの勉強会を後輩と実施する。自身 の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料を作る ③クレーム事例を一元管理して情報を共有する。その上で対応力を 磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る

3年目の取組目標は前頁の3
年目の到達目標を記載します。

3年目 (支援期間開始日から3年目)

取組目標	具体的な育成方法
①担当エリアの損益管理がで きるようとする ②後輩のメンターになれるよう になる ③部署の課題をとりまとめ改善 提案ができるようになる	①会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、返 品、経費などコストを削減し損益の改善を図る ②後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話しをよく聞き困っ ている事や悩んでいる事へアドバイスする。 また、自身の経験やノウハウを参考に当面の目標を設定する。 ③部署の予算作成から実算管理までの業務を通し、業務の問題点を 抽出し改善提案を実施する。

面談実施日 (支援期間開始日から1
ヶ月以内) を記入してください。

署名日は出勤日としてください。

自署してください。
また、「所属・役職」も忘れ
ずに記入してください。

上記内容について確認しました。

令和4年 7月 1日 (所属・役職) 営業部 営業第一課長
(所属長署名) 新宿 太郎

同意しました。

令和4年 7月 1日 (所 属) 営業部 営業第一課
(本人署名) 東京 三郎

自署してください。

面談実施日 (支援期間中の日付) を記入してください。

対象労働者 1名につき 1枚提出してください。

メンターとは、上司や先輩等で、同じ事務所に所属し、対象労働者に指導、助言等を行い、相談を受ける方のことです。
（年度申請用）

水

様式第 6 号（第 1・2 条関係）別紙 2

メンター選任・指導報告書

区分	内容
対象者氏名	東京 三郎 <small>支援期間開始日から 2 週間を目安に選任してください。</small>
選任日	令和 4 年 7 月 8 日
メンター氏名 (所属・役職・ 対象者との 指導は、支援期間中 3 回以上（3 日以 上）実施してくだ さい。目安として、 1 か月に 1 回実施 してください。	<p>【メンター氏名】 新宿 一郎 【所属・役職】 営業課 【対象者との関係】 営業課の先輩社員</p> <p>【指導日】 令和 4 年 7 月 15 日 【指導場所】 営業課 ミーティングルーム 【指導内容】 今月訪問する予定の顧客に適した製品のカタログ、仕様書を使い提案する内容について具体的に説明した。</p> <p>【指導日】 令和 4 年 8 月 24 日 【指導場所】 顧客先 A 社応接室 【指導内容】 顧客状況の把握として、既存店の顧客へ訪問した時に対象者を帯同させ最近の主力製品の売れ行き、ユーザーの評判・ニーズなどヒアリングのポイントを指導した。</p> <p>【指導日】 令和 4 年 9 月 20 日 【指導場所】 営業課 事務室 【指導内容】 販売目標の達成に関して、売上管理システムから今年度上期の実績を出して担当エリアの売上高が達成しているかどうかの確認と今後の対応を指導した。</p>
備考	

※指導は支援期間内で 3 回以上（3 日以上）実施してください。

上記内容のとおり指導を受けました。

対象労働者が自署してください。

令和 4 年 9 月 20 日 (対象者署名) 東京 三郎

最終指導日から実績報告提出日までの日付（実績報告書右上の日付・出勤日であること）を記入してください。

対象労働者 1名につき 1枚提出してください。

研修は、O F F — J T (Off-the-Job Training)です。

水

様式第 6 号（第 12 条関係）別紙 3

研修実施報告書

区分	内 容
対象者氏名	東京 三郎
対象者の 研修受講（実施） 目的	営業職としての心構え、商品知識の習得、営業の基本の再認識と倫理規定に沿った行動基準を習得するため
研修計画	<p>【研修名】 初心者向け営業研修 【講師役職・氏名（※社内研修の場合）または実施機関名（※外部研修の場合）】 株式会社都庁エデュケーション</p> <p>【研修の内容】 新任営業から営業 2～3 年目を対象に営業職としての心構え、営業の基本習得、ケーススタディによるロールプレイング実践</p> <p>【実施日】 令和 4 年 8 月 2 日(火)～8 月 3 日(水)</p> <p>【受講時間数（※2 日以上受講する場合は時間の内訳を記載してください。）】 <u>7</u> 時間（内訳：令和 4 年 8 月 2 日に 3.5 時間、8 月 3 日に 3.5 時間）</p> <p>【実施場所】 東京都千代田区×××</p> <p><u>外部機関（会社）と本人（会社または在宅）のオンラインで受講</u></p>
対象者の 研修受講結果	<p>【研修受講の状況】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記研修計画どおり実施した <input type="checkbox"/> 計画に変更があった</p> <p>【計画の変更内容（上記研修計画から変更があった場合に記載）】</p>

※研修内容が分かる研修通知、パンフレット、テキストのいずれかを添付してください。

※内容が異なる研修を複数回実施した場合は、別様式で提出してください。

上記内容のとおり研修を受講しました。

対象労働者が自署してください。

令和 4 年 8 月 3 日 (対象者署名)

東京 三郎

研修実施日から実績報告提出日までの日付（実績報告書
右上の日付・出勤日であること）を記入してください。

P. 11 記載の撤回届提出期限までに申請した対象労働者全員を対象外とし、
申請を取り下げる場合に提出してください。

(令和4年度申請用)



様式第5号（第10条関係）

令和●年●月●●日

東京都知事 殿

【法人・個人共通】
GビズID登録の所在地を記入して下さい。
※個人事業主の場合、「名称」は屋号を所在地は住居地を記入してください。

提出日を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号○○ビル□階
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京一郎

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

申請撤回届

交付申請書の右上に記入した
提出日を記入してください。

令和●年●月●●付申請書により申請を行った東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請します。

記

申請を撤回する理由を具体的に記入してください。

1 申請撤回理由

支援期間開始日までに対象労働者○○○○、●●●●への支援体制が整わないとため。

※交付決定後に助成金の申請を取り止める場合には、本様式は使用せず、中止承認申請書（様式第9号）を速やかに提出してください。

交付申請後に申請事業主に係る変更をする場合、速やかに提出してください。

提出日を記入してください。



様式第8号（第18条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

【法人・個人共通】

変更後のGビズIDと同じ表記で記入してください。

※個人事業主の場合、「名称」は屋号を所在地は住居地を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号〇〇ビル〇階
事業主の名称 株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京 太郎

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

申請事業主に係る事項の変更報告書

交付申請書の右上に記入した提出日を記入してください。

令和〇年〇月〇〇日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、申請事業主に係る事項（名称、所在地、代表者等）を下記のとおり変更したので、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1 変更事項

所在地が変更になった場合は、郵便番号も記入してください。

変更前

代表取締役 東京 一郎

変更後

代表取締役 東京 太郎

2 変更理由

令和〇年〇月〇〇日付で代表者が変更

【添付書類】変更内容により、以下の書類を添付してください。

(1) 法人の場合

- 名称、所在地、代表者氏名のいずれか
・(名称、所在地、代表者氏名の変更の支払金口座振替依頼書は
商業・法人登記簿謄本(履歴事項)変更用に〇印をつけてください。後3か月以内)]
・支払金口座振替依頼書

※(振込口座に変更がある場合)通帳またはキャッシュカードなど口座名義人(フリガナ)が記載されているものの写しを添付してください。

(2) 個人の場合

- 事業地・屋号等の名称、所在地の変更の場合
・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※変更用
- 代表者氏名、居住地の変更の場合
・支払金口座振替依頼書

※(振込口に変更がある場合)通帳よりキャッシュカードなど口座名義人(フリガナ)が記載されてるもの写しを添付してください。

支払金口座振替依頼書は
変更用に〇印をつけてください。

カタカナ又はアルファベット

個人の代表者氏名及び居住地に変更
があった場合は、
変更履歴が分かる証明書(住民票等)
も添付してください。

撤回届提出期限の翌日以降に事業実施計画を中止（一部又は全部中止）する場合速やかに提出してください。

提出日を記入してください。



様式第9号（第18条関係）

令和●年●月●日

【法人・個人共通】

GビズID登録の所在地を記入してください。

※個人事業主の場合、「名称」は屋号を
所在地は住居地を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

○○ビル□階

事業主の名称 株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京一郎

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

交付申請書の右上に記入した

提出日を記入してください。

中止承認申請書

令和●年●月●日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記の通り事業計画の

（一部
・
全部）

中止を申請します。

該当する方に○をつけてください。

1 中止する内容

対象者○○の支援の中止

※支援期間中に事業実施計画を実施できず中止する場合は「全部」に丸をつけてください。

一部の対象労働者が退職となったとき等により事業実施計画の一部を中止する場合は、「一部」に丸をつけてください。
なお、交付決定後の対象労働者の変更や追加はできません。

2 中止する理由

対象者○○が令和●年●月●日付で退職し、支援事業ができなかったため。

東京都知事 殿

申請書の右上に記入した日付
と同じ日付を記入してください。

令和●年●月●●日

【法人・個人共通】
GビズID登録の所在地を記入して
ください。
※個人事業主の場合、「名称」は
屋号を所在地は住居地を記入して
ください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
○○ビル□階

事業主の名称 株式会社都庁サービス

同意書（東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金）

下記の対象労働者について、東京都の就職氷河期世代を対象とした就職支援事業を活用し求職者の紹介を受け、正規雇用労働者として採用したことを確認するため、東京都が各事業の委託事業者に照会することについて同意します。

対象労働者	氏名	(フリガナ) トウキョウ サブロウ
		(漢字) 東京 三郎
	生年月日	1976年1月1日生

東京都の就職氷河期世代を 対象とした就職支援事業	就職支援事業名称
	<input type="checkbox"/> 就活エクスプレス事業
	<input type="checkbox"/> ミドル世代正規雇用支援事業 (就職氷河期世代キャリア・チャレンジ)
	<input checked="" type="checkbox"/> 東京しごと塾事業
	<input type="checkbox"/> ミドルチャレンジ事業 (Jobトライ)
	<input type="checkbox"/> 雇用安定化就業支援事業
	<input type="checkbox"/> 雇用創出・安定化支援事業
	<input type="checkbox"/> ものづくり産業人材確保支援事業
	<input type="checkbox"/> 原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業

採用年月日	令和2年4月1日
-------	----------

上記の内容に、間違いありません。

対象労働者が自署してください

対象労働者署名:

東京三郎



(参考様式)

提出日を記入してください。

令和●年●月●●日

東京都知事 殿

【法人・個人共通】
GビズID登録の所在地を記入してください。
**※個人事業主の場合、「名称」は屋号を
所在地は住居地を記入してください。**

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 ○○ビル□階
 事業主の名称 株式会社都庁サービス
 代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

申立書

令和●年●月●日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、下記の通り実施していることを申し立ていたします。

記

<対象者> 東京 三郎

<原因> 東京三郎の研修実施報告書にある実施日について、●月●日（）の外部研修受講日が出勤簿において出勤となっていない。

<申立内容> 出勤簿は記入漏れとなっていますが、東京三郎は●月●日（）に外部研修を受講しており、それについて時間外勤務手当を支給していることを申し立ていたします。

以上